

## 臨時震災救護事務局神奈川県支部についての一考察

伊 東 富 昭

### はじめに

一九二二（大正十二）年九月一日に発生した関東大震災による被災者への対応のため、翌二日、早速政府によって設置されたのが「臨時震災救護事務局」であった。同事務局の組織・活動等については、一九二六（大正十五）年に内務省社会局によってまとめられた「大正震災志」(1)に記録されている。

次第に各地の被災状況が現地責任者から報告され、また事務局員の視察によっても、事態の容易ならざる事が判明してくる。特に神奈川県下一帯の惨状が著しく、このため四日、横浜に神奈川県支部が設置されることとなった。その活動に対する評価としては、「大正震災志」で「救護事務の統一と実効とを期し、兼て涉外事務の敏活と円満を図るが為め、本省より派遣の事務官は、本県の部課長・市役所高級職員と共に、一団となりて事務の分担を定め、部署を整へ、真に衣帯を解くの暇もなく、不眠不休の間に相戮力して、以て救護事務に執掌することとなった」とあり、さらに神奈川県警察部が編纂した「大正大震災火災誌」(2)で「何れも日常の休養不良にして休息するに家屋なく、具に蚊蠅の苦を嘗め、衣帯を解かざること数十日不眠不休の間に在りて、然も必死的の態度を以て終始一貫し、真摯なる活動を持続せられたる国家奉仕の努力は実に偉大なるものありき」と、中央から派遣されて神奈川県のために尽力してくれた事務官らへの賛辞が述べられているに過ぎない。神奈川県編纂の「神奈川県震災誌」(3)は前記「大正震災志」から神奈川県関係の部分を抜粋したようなもので、同事務局に関して特筆すべき事は記載されていない。

京浜歴史科学研究会「県史を学ぶ会」大正・昭和編で読んでいる「神奈川県史」資料編11(4)では、「臨時震災救護事務局神奈川県支部」に関連して三点の史料が採用されている(5)。しかし残念ながら「県史」通史編・各論編などでは、本件に関する論究は見られないようである。

本稿においては「臨時震災救護事務局神奈川県支部」が関東大震災で被害を受けた直後における横浜および神奈川県内での被災救助、その後の震災復興にとつて、どのような意義を有したか、あるいは記録類にもさほど触れられていない通り、それほどの意義もなかったのか、といった点を明らかにしていく手掛かりを求めてみたいと考える。

### 一 臨時震災救護事務局および神奈川県支部の設置

九月二日、勅令第三九七号で「臨時震災救護事務局官制」が公布された(6)。これを裁可し、公布したのは、「勅令」であるから本来は大正天皇ということになるが、実際は摂政としての皇太子裕仁親王であった。また勅令には輔弼責任者として、内閣総理大臣伯爵内田康哉・内務大臣水野錬太郎の連署が見られるが、当時の内閣は総理加藤友三郎が八月二十四日に病死しているため、後継内閣が決定するまでの暫定内閣として、外務大臣の内田が臨時兼任の状況にあった。ようするに強力な指導力が期待される災害勃発時に、即座に対応できる有能な司令塔がいなかったというわけである。

官制によると事務局は内閣総理大臣が管理し、震災被害救護に関する事務に当たることになる。職員には総裁・副総裁・参与・委

員・事務官・書記が置かれる。総裁には総理、副総裁には内務大臣がなり、参与には内務・大蔵・陸軍・海軍・通信・農商務・鉄道各省の次官、社会局長官、警視總監、東京府知事、東京市長が当てられた。委員・事務官は各庁高等官・東京市助役の中から、また書記は各庁判任官の中から任命された。

官制が公布された二日に第二次山本権兵衛内閣が発足するので、総裁には総理山本権兵衛、副総裁には内務大臣後藤新平が就任したことになる。

前述の如く各地の被害状況が明らかとなり、四日、横浜に「臨時震災救護事務局神奈川県支部」が置かれることになった。官制第七条で「総裁は必要に応じ地方に臨時震災救護事務局支部を置くことを得。支部の組織は総裁之を定む」とされており、九月四日の内閣告示号外として、内閣総理大臣伯爵山本権兵衛名でこれが指示されている(7)。

「県史」資料編11の史料番号二八〇「臨時震災救護事務局神奈川県支部設置の件通知」は、鎌倉郡役所「震災庶務書類」からの史料で、九月二日の勅令第三九七号官制第七条に基づいて「臨時震災救護事務局神奈川県支部」が桜木町に置かれた神奈川県庁内に設置されたので、今後、救護に関する事項はその情報部宛に通報するように、との九月五日付で同支部から発せられた通報である。同史料番号二五一(8)の九月三日午後七時付、県知事安河内麻吉からの内務大臣後藤新平への震災報告第一報の中で「官公署ノ如キ殆ト一トシテ存立スルモノナシ」とあるので、県庁舎も震災によって倒壊したことが分かる(9)。

東京からは翌五日、三矢内務監察官が陸路先着し、各部の事務官は書記と共に軍艦にて横浜港に到着し、すぐに県庁仮事務所に入り救護事務を開始したという。本局派遣員については、前掲「大正大震災火災誌」に神奈川県および横浜市の事務担当者と共に「臨時震災救護事務局神奈川県支部事務分担表」(10)に記載されており、「派遣員は其の後交替去来ありて多少変更したるもあり」とはあるものの

大凡のメンバーと事務分担を知ることができる。

横浜に支部が設置されたため、先に見た事務局の参与に、九月十七日、新たに神奈川県知事(安河内麻吉)と横浜市長(渡辺勝三郎)が加えられることとなった。

ところで神奈川県以外の被害諸県では、どのような対応がなされたであろうか。「大正震災志」上巻の記載から拾っておこう。

千葉県では、県・郡に臨時震災救護事務委員が置かれている。静岡県では最も被害が激しかったのであろうか、駿東郡役所内に臨時救護部が設置された。埼玉・茨城両県では、共に県庁内に、埼玉が臨時震災救済部を、茨城が救護本部をそれぞれ置いて対応している。どの県も一応県レベルの対応で済まされているようで、神奈川県のように中央から人員を派遣されて、救護・復興に当たらなければならぬほど、被害は大きくなかったであろうか。

## 二 臨時震災救護事務局神奈川県支部の組織

神奈川県支部の組織は本部にならって、総務部以下の十一部が設置されたという。つまり、総務部、食糧部、収容設備部、諸材料部、交通部、飲料水部、衛生医療部、警備部、情報部、義捐金部、会計経理部が置かれたということになる(11)。

しかし、そう記載する「大正震災志」であっても、上巻で紹介されている「各部担任事項要目」では、総務部・食糧部・警備部・運輸交通通信連絡部・飲料水部・収容設備部・衛生医療部・会計経理部・情報部の九部構成となっている(12)。これは「大正大震災火災誌」に載せられた前述「臨時震災救護事務局神奈川県支部事務分担表」の構成と一致している。分担表が実際に各部に所属した「県庁側事務官」・「本局派遣員」・「市役所側(事務官)」を載せて、信頼性が高いことを考えると、神奈川県支部の組織は、本部の組織そのままを移したわけではなく、諸材料部と義捐金部は設けられておらず、交通部も運輸交通通信連絡部であったことになろう。

諸材料部の事務は「各部担任事務要項」を見ると、総務部に「徵発に関する事項」があるので、ここで行われたものであろう。ちなみに本部総務部の事務内容としては、「救護事務の中核として各部課の連絡統一を図り、機密事項及局員の人事関係を取扱ふの外、文書の発送・編纂・保存、会議の開催、其他各部課に属せざる庶務」を掌理したとされる(13)。徵発は食糧品から建築資材、自動車・船舶・ガソリンなど様々なものがその対象とされたようである。

また、「臨時震災救護事務局神奈川県支部事務処理要項」(14)には、義捐金の扱いに関するものは一切見られない。その性格上、神奈川県一県だけの問題ではないので、本部で一括して取り扱ったのであろう。ただし、官制では義捐金部となっているが、「大正震災志」下では「第一篇 臨時震災救護事務局」の中に「第一章 義捐部の事務状況」の章が設けられており、名称は義捐部で扱われており、しかもこれが九月七日に新設されたと記載されている。すなわち官制制定により、中央においてさえ、諸記録に書かれているように臨時震災救護事務局の全部局が九月二日に設置されたわけではなかったのである。

のち震災直後の混乱から復興の緒に着くにおよび、九月二十四日、食糧部と諸材料部(神奈川県支部では総務部が分掌)が合併され物資部となり、情報部が総務部に、飲料水部が衛生医療部にそれぞれ吸収され、局員の整理・本務復帰が図られた。さらに十月十六日には神奈川県支部が廃止され、以後、出張所とされた(15)。本部でも十月下旬以降、組織の簡素化が進められ、遂に一九二四年三月三十一日に事務局は廃止され、翌四月一日より社会局第二部に救護課を設置し、残務整理が行なわれることになった(16)。

### 三 臨時震災救護事務局神奈川県支部の活動

震災により甚大な被害を被った各被災地では、当然の事ながら、政府・中央が被害調査・救護活動に出るまで、ただ呆然と手をこま

ねいて待つていたわけではない。ほとんどの官公庁舎が倒壊・消失した横浜においても、一日には既に横浜公園内に市役所仮事務所を設けて応急罹災事務が開始されていた。そして二日夜には、倒壊を免れた桜木町の「中央職業紹介所」を仮庁舎として、翌三日付で局課庶務分担任を改め、救護事務を開始したのである(17)。よつて四日に設置された臨時震災救護事務局神奈川県支部は横浜市のこうした独自の動きとリンクしてスタートすることになる。同様のことが県レベルでも言えるであろう。この後、九月十一日に震災後、第一回目の市会が開かれたのである(18)。

ところで臨時震災救護事務局神奈川県支部の正式な活動記録としてまとめられたものとしては、前掲「県史」掲載の史料番号二八一「臨時震災救護事務局の組織と施設」中の「三 救護事務局ノ活動(2) 横浜支部ノ状況」がある(19)。「大正震災志」下の「第一篇 臨時震災救護事務局 第二章 神奈川支部」の記述はこれをまとめたものである。また同「第十章 情報の発行」も同じく「県史」史料番号二八二「九 情報ノ発行」による。

以下では、これ以外に諸記録類に散見される活動状況を拾い上げてみたい。

まず警察の関わりから見よう。横浜市内の七警察署は、神奈川県を除き全て倒壊、焼失し、圧死・負傷した警察所員もいたが(20)、九月三日、死傷を免れた警察部員でひとまず事務分掌が定められた。しかし五日より警備部が震災救護事務局神奈川県支部に設置されたため、新たに事務分掌を定める必要が生じ、七日に庶務係・警務係・調査情報係・高等係・給与係が置かれることとなった(21)。またこの間、六日には県下を五区に分割し、警部・警部補または巡查部長よりなる自転車隊を編成し、郡部震災地の視察に出発させている(22)。これが前述「各部担任事項要目」中の警備部に属する「被害調査ニ関スル事項」に基づくものなのか、あるいは緊急時の一般警察事務としての判断によるものなのかは定かではない。

次に横浜港の様子(23)であるが、震災当日は海陸ともに惨状を極

め、特に陸上では陸軍兵力の不足・警察力の無力などから「無秩序にして掠奪強盗等頻繁に行われ、百鬼夜行の状況に在った」が、海軍の応援を得て、二日には秩序を恢復したという。島崎「山城」艦長が避難民輸送事務所を山下橋側に設け、軍艦・商船で日々数千人を大阪・神戸・清水方面へ発送した。また食糧の陸揚げでも「山城」「春日」の協力が得られたが、運貨船・人夫の不足に悩んだという。神奈川県港務部長は、倒潰後、焼失した港務部（海岸通り一―一所<sup>27</sup>）における唯一の生存者で、自身、頭部に負傷しながらも、海軍號兵二名の助力を得て、商船コレヤ丸で港務の整理に当たった。九日、第一艦隊司令長官から、当分の間、「伊勢」（漢那艦長）を第三戦隊に臨時編入し、第三戦隊司令長官の旗艦に変更することが発表され、正式に第三戦隊が横浜の警備を担当することになった。十日、第三戦隊司令官が「球磨」（高橋艦長、材料人員揚陸機橋司令官）を率いて来着し、以後、海上輸送揚陸作業に従事することとなった。同作業が臨時震災救護事務局に完全に引き継がれたのは、九月二十七日のことであった。その翌日、棧橋司令部も撤去されている。

船舶積載の飲料水の供給について<sup>24</sup>は、交渉に前記港務部長があたり、輸送は市内船舶給水業者の応援を得て行われた。ただし大岡川が航行不能であったため、弁天橋際に配水所が設置された。臨時震災救護事務局神奈川県支部に飲料水係が置かれ<sup>25</sup>てからは、同係長と県理事官（上田理事官<sup>26</sup>）との協議によって給水方針が立てられたという。ここでいう「飲料水係」とは事務局官制に見られる「飲料水部」のことで、神奈川県支部での設置は、従来、述べられているように全部局一斉に設置されたのではなく、他に遅れて九日であったと考えるべきであろう。

配給関係<sup>27</sup>では、四日、仮市役所に出所した全員で係分担を決め、配給部（配給係？）も設置された。まず千若町横浜倉庫内の政府外米一万俵が五日から順次配給された。衣料の配給も衣料係が各救護団体・青年会・衛生組合と協力して行った。一般の配給が打ち切られたのは、十一月二十日のことであった。しかしその後、十

二月中旬に臨時震災救護事務局より新たに多量の衣料配当があり、再び従来の救護団体にその配給方法を委嘱し、十二月二十八日まで配給を完了した。また別に十月下旬、臨時震災救護事務局より蒲団の材料一万八千組の配当もなされたので、被災者に賃金を与えることも考えて、横浜市でその裁縫を引き請け、臨時裁縫所を数カ所設けたり、神奈川高等女学校・日ノ出女学校にも依頼している。工賃は二週間期限内で、上一組一円、約千五百人が選ばれたという。

さらに横浜市では十月一日に臨時配給部・臨時建築部が設置され、臨時配給部供給係で震災罹災者に対する救護品の受け渡しおよび輸送の事務が行われた。各救護団体配給所への救護品配給は十一月二十日までで打ち切り、二十一日以後は五ヶ所の市設配給所への送付のみとした。ところがその後、臨時震災救護事務局から慰問品その他多数の救護品が交付されたため、十二月十二日から、従来の各団体代表者にその送付を行ったという。

その他、郡部に対しては、鎌倉郡で臨時震災救護事務局神奈川支部よりバラック四百戸の配当があったとある<sup>28</sup>。前掲「大正震災志」下の収容設備部の記録<sup>29</sup>によると、神奈川県へ配給されたバラックの総坪数「三六、一三七坪二八」の内、横浜市と横須賀市を除き、郡部が「二、二三三坪六五」とある。多少の相違はあっても一戸当たり三坪で、一戸毎に間仕切りを設け、床を張り、一棟は二十戸から四十戸くらいであったという。単純に計算しても、郡部に配給された約七百四十戸、二十、四十棟のバラックの内、半数以上が鎌倉郡に配当されたことになる。また三浦郡では九月二十一日に、事務局救護米の受給資格者の厳正取扱いについての郡長通達が出されている<sup>30</sup>ので、それまでに臨時震災救護事務局から何らかの形で救護米の配給があったことは事実であろう。

神奈川県は、年末に至り臨時震災救護事務局からの百五十三万三千九十八円などを含めた、合計二百六十六万三千七百七十七円の社会事業資金を得たので、新たな社会事業を計画した。さらに大竹社会課長・原社会事業協会長が尽力し、震災救護事務局より四十七万円、大震災

善後会より七万六千円、合計五十四万六千円の補助金を受け、県下私設事業団体にこの復興金を分配している(31)。

#### 四 おわりに代えて

以上、見てきたように、臨時震災救護事務局神奈川県支部は中央の事務局官制にならって九月四日に設置された。しかし実際の救護事務開始は、東京から事務官らが到着した五日以降となる。また交通部は神奈川県支部では運輸交通連絡部として置かれ、諸材料部の事務は総務部が行っていたものと思われる。さらに飲料水部の設置は九日にずれ込み、義捐金部は設置されていない。その中央の義捐金部でさえ、七日に義捐部として新設されたいらしい。

活動内容については「大正震災志」上下巻にまとめられているが、具体的に時間を追って見ていき、震災後の救護活動にどのように影響したかを位置付けるのは、なかなか難しいようだ。その要因の一つに事務局自体の人的構成と他の関連機関との連携を考える必要がある。事務局は中央から派遣された事務官と神奈川県および横浜市から構成される。現地職員は旧来の再編成された県・市独自の組織の構成員も兼ねているはずであり、その言動が事務局あるいは県市、いずれの権限をもってなされるものなのか、明確には区別しがたいものがある。

残された史料としては、「神奈川県史」編纂過程で収集された郡役所文書や県庁文書が神奈川県立公文書館に保存され、原文書・マイクロフィルムを閲覧することができる。コンピュータ検索で「臨時震災救護事務局神奈川県支部」の項を引いてみると、橘樹・鎌倉・津久井郡役所文書、総務部人事課「大正十二年 地方長官会議書類」、企画部統計調査課「大正十五年 震災調査関係」が得られる。これら膨大な資料群を繙いていけば、「大正震災志」等に採用されなかった新たな情報を得られるかも知れない。

例えば、橘樹郡役所の「大正十三・十五年 庶務書類 震災総務

関係」には、臨時震災救護事務局発行の「震災被害状況並救護施設概要」(32)と同「震災被害並救護施設ノ概況」(33)といった二冊の小冊子が綴じ込まれている。これらは「大正震災志」の土台となった記録集と思われるが、総務部の仕事のひとつが震災志の編纂にもあった(34)ことを裏付ける傍証となろう。また同綴りには、東京通信局から寄贈された「大震災記」(35)も見られる。

また東京都公文書館には事務局各部の報告書を始め、多くの資料が収蔵されている(36)。情報部発行の「震災彙報」は五号、四六号、六四号を除き、六七号まで残っている。一六号に及んだ「震災彙報神奈川県版」も保管されているのではないだろうか。

臨時震災救護事務局神奈川県支部の全容を解明するには、まだまだ多くの資料を検討しなくてはならない。またさらに救護活動の全容をとらねば、県市の対応は勿論、関東戒嚴司令部、陸軍、海軍、日本赤十字社、財団法人済生会などの諸団体の活動にも目を配らねばならなくなるであろう。

(一九九八年九月二十四日稿)

#### 注

(1) 上下二巻。一九二六年二月二十八日発行。奥付に印刷者、岩波茂雄とある。以下、同事務局の活動についての記載は、特に断らない限り、本書の記述に依拠するものである。

(2) 一九二六年六月十五日発行。「神奈川県史」別編2「資料所在目録」(一九八一年三月二十五日発行)の解説(金原左門執筆)によると、本書を中心となつてまとめたのは、当時県警察部高等課長であった西坂勝人警部であった。彼には一九二六年六月十五日、警友社発行の著作「神奈川県下の大震災と警察」がある。また後掲の安河内県知事からの報告書などをまとめた「震災状況報告」も残したという。

(3) 一九二七年(昭和二年)九月三十日発行。

- (4) 一九七四年三月三十日発行。
- (5) この史料を読んだ「県史を学ぶ会」一九九七年七月例会の記録は、拙稿「臨時震災救護事務局神奈川県支部と朝鮮人への対応」として『京浜歴史研究会報』第一五七号（一九九七年一月二八日発行）に掲載。
- (6) 前掲「大正大震災火災誌」、三三二頁。内閣印刷局編「大正年間 法令全書」大正十二年—3（一九九四年三月二十日発行）、原書房。
- (7) 同「大正大震災火災誌」、三三二頁。同「法令全書」大正十二年—7（一九九四年七月二十日発行）。
- (8) 「県史」資料編11、史料番号二五一「神奈川県下震災状況に関する県知事安河内麻吉の報告（一—四）」中の（一）。
- (9) 前掲「神奈川県震災誌」一一三頁によると、本町一—三所在の神奈川県庁は、倒潰後、飛び火の為に焼失したことが分かる。当時の写真は同書や注（2）「神奈川県下の大震災火災と警察」などに掲載されている。「横浜市震災誌」第三冊（横浜市役所市史編纂係、一九二六年十一月十五日発行）によると、県庁は堅牢であったため地震自体による被害は小破程度で済んだが、午後三時半頃火災が発生し、五時半頃には全焼したとされる（長岡（喜一）官房主事・高田（景）土木課長の談話）。
- (10) 前掲「大正大震災火災誌」三二四—三二六頁。県の各部長は「内務部長」と役職名のみ、事務官は「安藤理事官」「高田技師」などと姓も記されている。
- (11) 前掲「大正大震災誌」下、一頁、九頁。注（4）史料番号二八  
一「臨時震災救護事務局の組織と施設」（二八二と共に神奈川県庁蔵「大正十二年地方長官会議書類」からの史料で臨時震災救護事務局総務の報告書からの抜粋という）。
- (12) 前掲「大正大震災誌」上、七二五—七二六頁。
- (13) 前掲「大正大震災誌」下、一一頁。
- (14) 前掲「大正大震災誌」上、七二六—七二九頁。
- (15) 注（7）「法令全書」。「内閣告示号外 臨時震災救護事務局神奈川県支部ハ十月十六日限り之ヲ廃止ス 大正十二年十月十六日 内閣総理大臣伯爵 山本権兵衛」尚、前掲「神奈川県震災誌」には、一九二三年十二月十三日撮影の臨時震災救護事務局横浜出張所の室内写真が掲載されている。
- (16) 前掲「大正大震災火災誌」三三二—三三三頁。摂政裕仁の裁可、内閣総理大臣子爵清浦奎吾・内務大臣水野錬太郎の連署になる勅令で臨時震災救護事務局官制の廃止と内務部内臨時職員設置制第七条の改正による「震災被害救護に関する事務の残務に従事せしめる為」の社会局への新職員設置が公布された。同書では両勅令とも第五六号となっている。しかし「大正年間 法令全書」大正十三年—2（一九四四年十二月二十日発行）で確認すると、前者は勅令第五五号（三月二十八日付）、後者が五六号であったことが分かる。尚、新職員は「書記官 専任一人、事務官 専任二人、属 専任八人」であった。
- (17) 「横浜市会史」第3巻、横浜市会事務局、一九八四年三月三十一日発行。第三章「関東大震災と復興市政」（斉藤秀夫執筆）。しかし仮事務所の設置と救護事務の開始について、注（9）の「横浜市震災誌」では、当時、横浜市助役であった芝辻正晴が以下のようなことを書いている。  
二日夜、県庁が桜木町に焼け残った海外渡航検査所を事務所にしたことと、同時に隣接の中央職業紹介所が焼けていないことを聞き、三日前、そこに市役所事務所を移した。午後十時頃に平塚で遭難したという渡辺市長がやって来た。新しい局課組織ができないので、芝辻が徵発係・車馬係・給与係など小さな組織を作り、各係長を置き、事務は係長の専擅で押し進めるようにした。
- (18) 中央職業紹介所バルコニーで開かれた市会の写真が、注（2）「神奈川県下の大震災火災と警察」に掲載されている。
- (19) 出典は神奈川県庁蔵「大正十二年地方長官会議書類」とある

が、別に「二八一、二八二の資料は臨時震災救護事務局総務の報告書からの抜粋である」という注も付されている。内容については、注(5) 拙稿「臨時震災救護事務局神奈川県支部と朝鮮人への対応」参照。

- (20) 前掲「大正大震災誌」三三五頁。  
 (21) 前掲「大正震災志」上、七二九〜七三〇頁。  
 (22) 同右、七三〇〜七三三頁。  
 (23) 同右、六〇四頁。  
 (24) 同右、六二四頁。  
 (25) 横浜市企画局企画調整部企画課「関東大震災からの復興記録」(一九九六年五月発行、非売品)資料編の年表(六八頁)によると、弁天橋際給水所が設置されたのは九月八日、翌九日に飲料水係が置かれ、海上三船隊・陸上散水二車隊を組織し、直ちに避難箇所給水を開始したとされる。  
 (26) 「横浜市震災誌」第四冊(一九二七年七月二十五日発行)二一七頁では、「同係長上田理事官と協議の上」となっている。協議の当事者は誰なのか、①飲料水係長と上田理事官(県)、②横浜市と飲料水係長であった上田理事官、また臨時震災救護事務局神奈川県支部に配属された県理事官が上田理事官であるが、「同係長」と上田が同一人物なのか、全く別なのか、など若干不明確なところがある。  
 (27) 同右、一八二頁。  
 (28) 前掲「大正震災志」上、八五一頁。  
 (29) 前掲「大正震災志」下、三六頁。  
 (30) 桜庭宏「関東大震災に関する覚書―神奈川県下の善後処理―」(神奈川県史編集委員会編「神奈川県史研究」四四、一九八一年三月二十五日発行)。  
 (31) 前掲「神奈川県震災誌」四十七頁。  
 (32) 大正十二年十一月三十日調、全一四九頁。  
 (33) 大正十三年三月三十一日発行。全三七頁。

(34) 前掲「大正震災志」下、一三三頁。

(35) 大正十三年六月四日発行。全一二七頁。

(36) 「関東大震災と情報 東京都公文書館所蔵 関東大震災関係資料目録」東京都政策報道室都民の声部情報公開課、一九九七年一月発行。

「京浜歴科研年報」バックナンバー

「京浜歴科研年報」第一号

(一九九七年一月二六日発行)

〈特集 近代日本の町村事務〉

「吏員」の更迭・任免について

大正期の「選挙事務」

「衛生」について

「勸業」について

「兵事事務」と兵事法令

「財産」について

「統計制度」の成立について

「寺社」について

〈論文〉

幕末政治と福沢諭吉

植山 淳

大湖賢一

内田修道

松田隆行

阪本宏児

伊東富昭

香川雄一

青山永久

奥田晴樹

「京浜歴史科研年報」第二号

(一九九八年一月二五日発行)

〈特集・幕末海防と三浦半島〉

—「黒船以前の海防」研究—

〈論 文〉

幕末海防史研究の方法と視角

松田隆行

相州海防と村方の動向

伊東富昭

相州海防からみた川越藩政

大湖賢一

黒船来航と相州

奥田晴樹

〈研究ノート〉

台場からみた相州海防

香川雄一

海防に使用された船について

青山永久

海防年表考

内田修道

〈資料〉

「神奈川県史」を学ぶ会・幕末開港編会報記録一覧

京浜歴史科学研究会入会案内

京浜歴史科学研究会は、次のような活動を行っています。

○「神奈川県史」を学ぶ会——毎月一回、原則として第一土曜日の午後に、以下の学習会を実施しています。

①「幕末開港編」では、「神奈川県史 資料編10 近世7 海防・開国」を読んでいます。

②「大正・昭和編」では、「神奈川県史 資料編11 近代・現代1 政治・行政1」を読んでいます。

○「京浜歴史科研年報」——毎月一回発行して、会員にお送りしています。研究会の記録や書評などが掲載されています。

○「京浜歴史科研年報」——毎年一回発行して、会員にお送りしています。会員の論文などが掲載されています。

○「歴史を歩く会」——年二回、春と秋の日曜日に実施しています。

○「集中研究会」——年二回、春と夏に研究文献を学習する会を実施しています。

京浜歴史科学研究会は、どなたでも参加できますので、ぜひ御入会下さい。御問い合わせは、左記事務局まで御願います。入会を御希望の方は、事務局へ申し込まれるか、左記郵便振替を御利用下さい。年会費は、三〇〇〇円となっております。

【連絡先】 京浜歴史科学研究会事務局

〒二三三—〇〇〇六

横浜市港南区芹が谷五—五九—二二 大湖賢一方

電話 〇四五—八二五—三七三六

郵便振替口座 〇〇二七〇—八一—一五五三五